

7 文科高第1381号
令和 7 年12月25日

各 国 公 私 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄
(公 印 省 略)

大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

この度、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和7年文部科学省令第30号。以下「改正省令」という。）が、別添2のとおり「地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和7年文部科学省告示第143号。以下「認定規程」という。）が、別添3のとおり「地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件」（令和7年文部科学省告示第144号。以下「協議会告示」という。）、別添4のとおり「大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示」（令和7年文部科学省告示第145号。以下「改正告示」という。）、別添5のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示」（令和7年文部科学省告示第146号。以下「整理告示」という。）が、それぞれ令和7年12月25日に公布され、令和8年1月1日に施行されます。

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスの崩れが地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがあります。

今回の改正は、このような状況への対応として、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（令和7年2月21日中央教育審議会答申、以下「答申」という。）において、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言されたことを踏まえ、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例を創設するとともに、その他告示の規定を整備し、地域の高等教育へのアクセス確保を図る

ための取組を促進するものです。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいください。

記

第一 改正の概要

1. 改正省令について

(1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

- ① 教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、他の大学と連携して当該取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 （第58条第1項関係）
- ② ①の認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 （第58条第2項関係）

(2) 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の一部改正

- ① 教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職大学が、他の大学と連携して当該取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 （第77条第1項関係）
- ② ①の認定を受けた専門職大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 （第77条第2項関係）

(3) 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の一部改正

- ① 教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、短期大学が、他の大学と連携して当該取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 （第51条第1項関係）
- ② ①の認定を受けた短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 （第51条第2項関係）

(4) 専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の一部改正

- ① 教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職短期大学が、他の大学と連携して当該取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 （第74条第1項関係）
- ② ①の認定を受けた専門職短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 （第74条第2項関係）

2. 認定規程について

(1) 認定の基準（認定規程第1条関係）

- ① 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- ② 認定を受けようとする大学が、申請の日の直近の認証評価（分野別評価を除く。以下同じ。）において適合認定を受けていること。

- ③ 認定を受けようとする大学が、申請の日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。
- ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - イ 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- ④ 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。
- ア 申請目的
 - イ 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特定対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）
 - ウ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
 - エ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - オ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
 - カ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - キ 実施予定期間
- ⑤ 申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。

（2）認定の申請（認定規程第2条関係）

認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（3）認定の手続等（認定規程第3条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。
- ② 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとし、認定期間を延長するとき並びに地域高等教育機会確保特例認定大学等が申請計画書に記載した地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときも同様とする。
- ③ 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

- ④ 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができること。
- ⑤ 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができること。

(4) 公示（認定規程第4条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。認定期間の延長を認めたとき、変更の届出があったとき並びに認定を取り消したときも同様とする。
- ② ①の公示は、申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(5) 申請計画書の内容変更（認定規程第5条関係）

- ① 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、申請計画書に記載した地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならないこと。
- ② 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、①以外の事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでないこと。

(6) 実施状況報告書等（認定規程第6条関係）

- ① 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、認定期間の開始の日から起算する毎計画年度、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後3か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならないこと。
- ② 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって実施状況報告書の提出に代えることができること。

(7) 報告の徴収等（認定規程第7条関係）

文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができること。

(8) 措置の要求（認定規程第8条関係）

文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機

会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(9) 認定の取消し（認定規程第9条関係）

- ① 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならないこと。
- ② 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができること。
 - ア 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - イ 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。
 - ウ (5)①により認定を受けなければならない事項を、認定を受けないで変更したとき。
 - エ (5)②による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - オ (7)による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は調査に応じなかったとき。
 - カ (8)による措置をとらなかったとき。
 - キ ア～カのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
 - ク 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。
- ③ 文部科学大臣は、認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て行うものとする。

(10) 認定期間に係る特例（認定規程第10条関係）

- ① 地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、(1)④イの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができること。
- ② (9)①及び②の規定により認定を取り消された場合についても、①と同様とすること。

3. 協議会告示について

(1) 協議会の組織（協議会告示第1項）

大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

(2) 協議会の届出（協議会告示第2項）

協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができること。

- ① 協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するために必要な措置
- ② ①の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

(3) 国の協力（協議会告示第3項）

届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報の提供その他の協力を求めることができること。

(4) 結果の尊重（協議会告示第4項）

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

(5) 協議会の運営に関し必要な事項（協議会告示第5項）

(4)に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

4. 改正告示について

大学等連携推進法人の大学等連携推進業務に事務の共同運営や産学官連携推進事務を追加するとともに、社員に地方公共団体や民間事業者を含めうることを明確化するため規定の整備を行うこととする。

5. 整理告示について

今回の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

第二 留意事項

1. 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例

- ① 本特例は、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図ることを目的に基準を緩和するものであることから、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性については、認定を受けようとする大学だけでなく、当該大学が所在する地域の協議会をはじめとする地域の関係者も当該大学による取組の必要性を認めている必要があること、現に地域の関係者が支援を行うなどの客観的な緊要性が認められることが必要であること。
- ② 認定の基準のうち財務状況の健全性を問う要件については、一定の質を担保する観点から必要との認識であるが、本特例が、特に地方に在住する高等教育進学希望者のアクセス確保を図ることを目的とするものであることに鑑み、協議会をはじめ地域の関係者からの支援の状況等を含め、その適用について特別の事情を考慮する予定であること。
- ③ ①、②を含め認定の基準等の詳細については、別途実施要項（申請書等に関する様式を含む。）等を定め公表予定であるので、適宜参照されたいこと。

2. 地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会
答申において提言されている「地域構想推進プラットフォーム」は、協議会告示
で規定する協議会としての位置づけを有すること。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室

電話：03-5253-4111（内線3576）

メールアドレス：chiikidaigaku@mext.go.jp

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第十四章 「略」

第十五章 地域における高等教育の機会の確保に資する取

組に関する特例（第五十八条）

第十六章 雑則（第五十九条―第六十二条）

附則

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十九条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 「略」

第四十一条 「略」

2・4 「略」

5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十九条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十五章 地域における高等教育の機会の確保に資す

改正前

目次

第一章～第十四章 「同上」

第十五章 雑則（第五十八条―第六十一条）

附則

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 「同上」

第四十一条 「同上」

2・4 「同上」

5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

「章を加える」

る取組に関する特例

第五十八条 この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるものうち届出のあつたものその他大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、他の大学、専門職大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であること、文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十二條の八又は別表第一イ(1)の備考第一号若しくは第二号の規定(次項において「特例対象規定」という。)の全部又は一部によらないことができる。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学(前項の規定により認定を受けた大学をいう。)は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

<p style="text-align: center;">第十六章 雑則</p> <p>第五十九条～第六十二条 「略」</p>	<p style="text-align: center;">第十五章 雑則</p> <p>第五十八条～第六十一条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第十一章 「略」

第十二章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十七条）

第十三章 雑則（第七十八条・第七十九条）

附則

第八条

收容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る收容定員を、第七十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る收容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 「略」

第十二章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第七十七条

この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるものうち届出のあったものその他専門職大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められ

目次

第一章～第十一章 「同上」

第十二章 雑則（第七十七条・第七十八条）

第十三章 雑則（第七十七条・第七十八条）

附則

第八条

收容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る收容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る收容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 「同上」

「章を加える」

る場合であつて、専門職大学が、他の大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることとの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第一項、第十五条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第三項若しくは第四項、第三十二条第一項、第四十六条、第四十七条又は別表第一のイの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2) 地域高等教育機会確保特例認定専門職大学（前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十三章 雑則

第七十八条・第七十九条 「略」

第十二章 雑則

第七十七条・第七十八条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(短期大学設置基準の一部改正)

第三条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第十二章 「略」

第十三章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十一条）

第十四章 雑則（第五十二条・第五十三条）

附則

第三条の二 「略」

2～4 「略」

5 この省令において、この章、第四条、第二十二條、第三十一條、第三十二條、第九章から第十一章まで、第五十二條、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条 「略」

2 前項の場合において、第十二條の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十二條の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

3・4 「略」

第十三章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第五十一条 この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育

改正前

目次

第一章～第十二章 「同上」

第十三章 雑則（第五十一条・第五十二条）

附則

第三条の二 「同上」

2～4 「同上」

5 この省令において、この章、第四条、第二十二條、第三十一條、第三十二條、第九章から第十一章まで、第五十一條、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条 「同上」

2 前項の場合において、第十二條の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十一條の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

3・4 「同上」

「章を加える」

の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五条第一項、第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八条第二項若しくは第三項、第二十条の二第一項、第三十条、第三十一条又は別表第一の備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 地域高等教育機会確保特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十四章 雑則

第五十二条・第五十三条 「略」

第十三章 雑則

第五十一条・第五十二条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第四条 専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第十一章 「略」

第十二章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十四条）

第十三章 雑則（第七十五条・第七十六条）

附則

第五条 「略」

- 2 前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十五条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
- 3・4 「略」

第十二章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第七十四条 この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるものうち届出のあったものその他専門職短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、専門職短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うと

目次

第一章～第十一章 「同上」

第十二章 雑則（第七十四条・第七十五条）

附則

第五条 「同上」

- 2 前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
- 3・4 「同上」

「章を加える」

ともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることとの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第六条第一項、第十二条、第二十一条、第二十二條第二項、第二十三條第四項（専門職短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第二十六條第三項若しくは第四項、第二十九條第一項、第四十四條、第四十五條又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2| 地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学（前項の規定により認定を受けた専門職短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十三章 雑則

第七十五条・第七十六条 「略」

第十二章 雑則

第七十四条・第七十五条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第四百四十三号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする

る大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等さ

れる資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）

ハ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

ニ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ホ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

五 前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されることが見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手續等)

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めるとき、次条第二項の規定による変更の届出があつたとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(申請計画書の内容変更)

第五条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項(第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。)を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

(実施状況報告書等)

第六条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度(認定期間をその開始の日から一年ご

とに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）
実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
い。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六 前条の規定による措置をとらなかつたとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかつたとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

(認定期間に係る特例)

第十条 地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2 前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第四百四十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

1 地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件
大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一 協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相

当数参加するために必要な措置

二 前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3 前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報
の提供その他の協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第四百十五号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第二号及び第五十七条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第二号及び第五十四条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続

する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 二以上の大学の間の教育研究活動等に必要な事務（イに規定するものを除く。）の共同運営（第五条第二項において「事務の共同運営」という。）</p> <p>ハ・ニ 「略」</p> <p>ホ 二以上の大学及び地方公共団体、産業界その他の地域の関係者と連携して行う地域振興の取組に関する事務（第五条第二項において「産学官連携推進事務」という。）</p> <p>三々六 「略」</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること</p> <p>。この場合において、その社員には、地方公共団体、民間事業者その他の設置者以外のものを含めることを妨げない。</p> <p>二々十三 「略」</p> <p>(公示)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ロ・ハ 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>三々六 「同上」</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること</p> <p>。この場合において、その社員には、設置者以外のものを含めることを妨げない。</p> <p>二々十三 「同上」</p> <p>(公示)</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>第五条 「略」</p> <p>2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。</p>
	<p>第五条 「同上」</p> <p>2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。</p>

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第四百十六号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示

（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第一条 大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をごこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>改正後</p> <p>大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。</p> <p>1～3 「略」</p>	改正後
	<p>改正前</p> <p>大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。</p> <p>1～3 「同上」</p>	改正前

（大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の一部改正）

第二条 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>大学設置基準第五十九条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一～六 「略」</p>
改正前	<p>大学設置基準第五十八条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（専門職大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第三条 専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十八条及び第七十九条の規定に基づき、専門職大学に關し必要な事項を次のように定める。

第十条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十九条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十八条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職大学設置基準第七十九条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校

改正前

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、専門職大学に關し必要な事項を次のように定める。

第十条 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校

舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十二条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第四条 短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後	<p>短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五 十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の 教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に ついて次のように定める。</p> <p>1 3 「略」</p>
	改正前	<p>短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五 十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の 教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に ついて次のように定める。</p> <p>1 3 「同上」</p>

（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第五条 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十二條第一項、第二十三條第四項、第二十六條第一項第三号、第二十九條第一項、第五十九條第一項、第六十條第二項、第七十五條及び第七十六條の規定に基づき、専門職短期大学に關し必要な事項を次のように定める。

第十条 専門職短期大学設置基準第七十五條の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一條」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職短期大学設置基準第七十六條の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準

改正前

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五條第二項、同条第四項、第二十二條第一項、第二十三條第四項、第二十六條第一項第三号、第二十九條第一項、第五十九條第一項、第六十條第二項、第七十四條及び第七十五條の規定に基づき、専門職短期大学に關し必要な事項を次のように定める。

第十条 専門職短期大学設置基準第七十四條の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一條」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職短期大学設置基準第七十五條の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。</p>
	<p>第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。